

総則

第1 目的

この基準は、消防法(昭和23年法律第186号)第7条の規定に基づく消防同意及び第17条に基づく消防用設備等の規定に係る審査等に必要な事項を定め、当該事務等における公平性と透明性の確保を図るとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

第2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取り扱い等の法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び都市部の密集性あるいは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者(所有者、管理者及び占有者)、設計者及び施工者等(以下「関係者等」という。)に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

第3 用語

この基準における用語は次のとおりとする。

1. 「法」とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
2. 「令」とは、消防法施行令(昭和36年令第37号)をいう。
3. 「規則」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
4. 「危政令」とは、「危険物の規制に関する政令」(昭和34年令第306号)をいう。
5. 「危省令」とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
6. 「条例」とは、習志野市火災予防条例(昭和37年条例第2号)をいう。
7. 「条則」とは、習志野市火災予防条例施行規則(昭和61年規則第12号)をいう。
8. 「施行規程」とは、習志野市火災予防施行規程(昭和61年消防本部告示第1号)をいう。
9. 「建基法」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
10. 「建基令」とは、建築基準法施行令(昭和25年令第338号)をいう。
11. 「建基則」とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。

12. 「通常用いられる消防用設備等」とは、法第17条第1項の関係者が、令第10条から令第29条の3までの規定により設置し、及び維持しなければならない同項に規定する消防用設備等をいう。
13. 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とは、法第17条第1項の関係者が、通常用いられる消防用設備等に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めるものをいう。
14. 「JIS」とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本産業規格をいう。
15. 「主要構造部」とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
16. 「特定主要構造部」とは、建基法第2条第9号の2イに規定するものをいう。
17. 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
18. 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
19. 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
20. 「その他の構造」とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
21. 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
22. 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
23. 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
24. 「特定防火戸」とは、防火戸のうち特定防火設備に該当するものをいう。
25. 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
26. 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
27. 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
28. 「避難階段」とは、建基令第123条第1項及び第2項に規定するものをいう。
29. 「屋外避難階段」とは、建基令第123条第2項に規定するものをいう。
30. 「特別避難階段」とは、建基令第123条第3項に規定するものをいう。
31. 「認定品」とは、規則第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

第4 凡例

1. 無印：法令基準及びその解釈(行政手続指針(平成6年10月全国消防長会(消防機関の行政手続に関する検討会)発行)による法令解釈、補完基準を含む)
2. ◆：法令基準に行政指導を加えた基準(消防庁の通知等を参考に定めたもの)
3. ⊕：行政指導基準

【備考】

《この基準で用いる単位》

μm : マイクロメートル mm : ミリメートル cm : センチメートル m : メートル

m^2 : 平方メートル m^3 : 立方メートル g : グラム kg : キログラム

S : 秒 min : 分 A : アンペア V : ボルト kV : キロボルト

kW : キロワット ℓ : リットル Ω : オーム $\text{M}\Omega$: メグオーム

MHz : メガヘルツ N : ニュートン dB : デシベル kJ : キロジュール

Cd : カンデラ Mpa : メガパスカル $\%$: パーセント lx : ルクス

mil : ミル($\approx 0.0254\text{mm}$)